

長から出席を求められため出席した者は左の通りである
町長 森田幸造 助役 川窪金吉 役 役 川辺 堅一
税務 長 貫井 茂次 課長 橋本 孝藏 課長 高木 求
建設 長 眞田 眞

本会の書記は左の通りである

書記 森田 猛 書記 上野 重勝 書記 大久保 林作

議長（午後四時四十分）これより第四回定例議会を開会致します
議長 本会（オキキ）を上げたいします

議案オキキ 福生町選挙管理委員会委員同補元員

選挙について

書記 議案朗讀

議長 本会につきましては先程協議会において詮衡をぬかつた者について投票により指名推薦の方法によ

つて指名することには御異議はありませんか
満場 異議なし

議長 御異議がないものとみなし指名いたします

委員 木村 茂七 同志 村 秀雄 同 竹 田 秋 次
補元員 井上 卓三 同 神 健 太 同 森 田 丑 五 郎
尚補元員の順位は

正順位 神 健 太 正順位 森 田 丑 五 郎 正順位 井 上 卓 三
とすること

この指名について御異議はありませんか

満場 異議なし

議長 御異議がないものとみなし指名通り決定致します

議長 議案オキキ 上掲いたします

議案オキキ 監査委員選任につき同意を求めることについて

書記議案朗讀

議長 本案につきましては先程市協議の通り原案を承認することには異議はありませんか

満場 異議なし

議長 御異議がないものとみなし、議案第十五号は原案通り決定いたします

議長 次は都市計画路線について請願書が出てありますから書記に朗讀いたさせます

書記 請願書朗讀す

議長 御質問はありますか

市議員 本件につき起債の見透はどうか

町長 都市計画事業については起債はみとめられませんし西多摩村はまた都市計画指定されております

東京都西多摩郡福生町役場

東京都西多摩郡福生町役場

ご二れに瑞穂、秋多をふくめ一本にして都市計画を實施したいという陳情書を出してあります。また採擇されております。また福生町は国庫補助の中に入っておりますので、やめて助成金が出るようになつてから西多摩の方に着手したいと考えております。採擇されてもその全過をへませんとどうにもつたしかたがないと思います。ハツタリ財源を得てからうち施したいと考へております。

市議員 都と関係があるから基本線にのつてから行ふことにしたらどうか

市議員 請願の趣旨を紹介者から説明された。市議員 本町の総意としてこの道路の拡張については住

氏もいつ移転しなればならぬか不安の気持で
いる状態を松張の時は神明社の先主位は
やくとりかかつてもらいたつというのか本町の総意
である

中西番 もつとくゆしくききたいが 町の意向をさかたつて
一方的に都へきめられるか

町長 しばらくの間は町としても犠牲をはらはない
水は神助は困難です 先ず「西多摩」村を
福生に引水することか先決問題であります
オナ番 請願を契機として西の方に延長する空気
と逐次つくっていくようにはさ水たい

議長 本請願は採擇して建設委員会に研究
することとして御異議はありませんか

東京都西多摩郡福生町役場

東京都市計画建設委員会

満場 異議なし

議長 御異議がないものとみなしそのように決定致します

議長 本日の議事は全部終了しました

会議録署名員を指名いたします

オナ番

オナ番

オナ番

御異議はありませんか

満場 異議なし

議長 御異議がないものとみなし決定いたします

議長 (午後四時十五分) 第四回定例町議会を閉会

いたします

右会議の顛末を記録しその相違なきことを証す

了ため茲に署名す

昭和三十年十月二十六日

福生町議会

議長 田村利一

議員 伊森 与

議員 山下孝三

議員 清水与市

東京都西多摩郡福生町役場

昭和三十年十月四日臨時会

東京都西多摩郡福生町役場

福生町臨時議會會議錄
昭和三十年三月十九日第四回福生町臨時議會を福生町役場に
開會す

出席議員は左の通りである

- | | | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|---|
| 第一番渡井 | 明 | 第二番井上頼太郎 | 第三番米泉 | 蕙 |
| 第四番石川信義 | 義 | 第五番飯野富十郎 | 第六番設樂美知 | |
| 第七番森田幸藏 | 第八番田村利一 | 第九番村尾四郎 | | |
| 第十番並木 | 秀 | 第十番高橋三郎 | 第十一番村尾種吉 | |
| 第十二番森田誠重 | 第十四番中西虎藏 | 第十五番中森興一 | | |
| 第十六番山下幸三 | 第十七番清水英市 | 第十八番瀬古清藏 | | |
| 第十九番大久保一郎 | 第二十番森田喜一 | 第二十一番西村光人 | | |
| 第二十二番高橋彦市 | | | | |
- 地方自治法第百三十一條の規定により會議の事件説明のため議長

から出席を求められ出席した者は左の通りである

町長 森田 幸造 助役 川窪 金吉 収入役 川辺 望一

総務課長 大野 忠一 税務課長 貫井 光代次 民生課長 橋本 孝藏

産業課長 高木 求 建設課長 吳田 真

本会の書記は左の通りである

書記 森田 猛 同上 野重 勝 同 大久保 林作

議長 (午後二時十分) 二本より第四回臨時町議会を開会いたしました。一年未御多忙の折柄多数出席と相なつて
ありかとうございます

議長 議案オキヤ号を提出いたします

議案オキヤ号は定寄附受領について

書記 議案朗読

助役 本案は富士見町通りが非常にゆるいので二本が鋪装用

東京都西多摩郡福生町役場

東京府西多摩郡福生町役場

として地元からの寄附申出がありまして申出書に十万余
立米とあるのはおそろく数字のあやまりと思ひます

議長 本案について御異議はありませんか

第十九番 ちつと早く栄通りの道路補修用として砂利の寄附願が
地元から出ている筈であるか如何

建設課長より調査してお答へします

第十九番 ちつと心切に説明されたいなと道路をよくしたい考から地
元によりかきこつて心配しているものである栄町通りは非常に
ゆるかつたか基地から機械をかりてきて地元によりかきこつて施
行したのであるところが書類を同一に扱つてもらいたい地元
協力を求めた上からも地元に対して相すまんことになる
議長 栄町通りの寄附については只今書類を調査中でありま
すからあとにまわし一応本案は確定して御異議はありま

せんか

異議なし

第六番 十万五千立米は訂正すべきではないか

第七番 此水はもちろながわかつてゐるなり事前に訂正すべきである

助役 實は今感できかつたわけでありませう

第八番 此水は事前に訂正すべきである

第九番 トラクサン立台分とあるからしてあきらかにあやまりと思ふか

ら訂正せられたい

議長 今後もあること故よく注意することとして議事オキテ号
は存案通り決定いたします

議長 議事オキテ号と上提いたします

議事オキテ号東京都西多摩郡福生町役場
消防団員災害補償組合格約

一部改正について



東京都西多摩郡福生町役場
消防団員災害補償組合格約

町長 本規約の改正は当町の例で申し上げますと団員が二百五人

を一人年百三十円とあてておりますが先般の戸倉消防団員の

事故で死者三人負傷者二人の災害に対しても二百数十万円の補

償金を必要とし安んじて取勢に従事することかできない状

態であります

この改正は各町や村とも本町やのうに

改訂議決してゐるわけでありましてこの改正によつてどの位員

担が加重されるかと申しますと

機動力をもつ車一台

につき三千円、団員一人百円、人口割一人一円として但し団員に

お目を集した額を最高としてこの額に止めることになつてをり

ますこのようにしても尚かつ百八万余円の赤字が生じてを

る状態でありまして却の補助金もまた未解決であり三十年

度もこの位負担したいと全理ひきつて思ひます

議長 殆ど財政を委員長から報告由であります

第六番(総務委員長) 最近機動力をもつ消防団員については非常に事故が多くなっている状態でありましてもうと補償の額を増加しない限り、安心して団員が消火に従事していただくと思ふ。委員会においても本改正は最も妥当とみなす。同意した方あり。ます。

第十番 元分の額を支給することは結構であるが、最近非常に事故が多いものであるが出勤及練習の時に団員が果して元分注意して従事しているかどうか、又監督者が遅延することがあると思ふ。この点についての監督はどうか、補償より事故の発生を防止することか、一であると思ふ。

町長 只今の消防団の機構は町村長が消防長となつておられます。が実際の運営は消防団長に一切権限をまかせて

東京都西多摩郡福生町役場

ありまして事故による補償も正規の出動命令に對してのみ適用されることになつております。出火の時点ではどうしても急行しますのて注意して運転しても事故が起りやすいのがあります。この点につきましては事故をひきつた後、防止するよう先日も団員幹部と総務委員会と懇談をして万全の対策を講じた次第であります。

議長 本案は決案議はありませんか

満場 異議なし

議長 御異議がないものとみなし、議案第五十号(原案通り)決定いたします。

議長 議案第五十九号(上掲)を採ります。

議案第五十九号(福生町外ヶ町村競輪組合規約の一部改正)について

書記 議案朗讀

町長 本案は今迄は代理者は瑞穂の町長一人となつておりましたが
西多摩村長も代理者としたほうがよいということでは本改訂案を
提出したゆゑであります

議長 本案に御異議はありますか

満場 異議なし

議長 御異議かないものとすため議案第六十九号は原案通り決定
いたします

議長 議案第六十号を上げます

議案第六十号 福生町税賦課率改定条例の一部改訂について
書記 議案朗讀

助役 本案は提案理由にもあります通り所得税及法人税法の改
訂に伴つて減収を予想される町民税を税率を上げ
上げて従前の額程度を確保せんとするものであり

東京 総 西多摩郡 福生町 役場

ます 詳細は主管課長より説明いたさせます

税務課長 本案は、今助役の説明通り本年八月地方税法の改訂及本年
七月所得税及法人税法の改訂に伴つて減収を予想される町
民税を従来の額に確保せんとするものであります
割に、つきましては、今迄の百分の十三を百分の十五とし、法人税割には
つきましては、今迄の百分の七、五を百分の八と引上げるのであります
現在所得税納税義務者約三千人であり、その中、実質上の各個人
の負担は本税が減額となります、その増加しないこととなります
所得税法の改訂の主たる契機は

- 基礎控除 大七、五〇〇円が七五、〇〇〇円となる (三十一年度より八〇、〇〇〇円)
- 生命保険控除 一、〇〇〇円が一三、〇〇〇円となる (三十一年度より一五、〇〇〇円)
- 勤労控除 四、〇〇〇円が五、〇〇〇円となる (三十一年度より六、〇〇〇円)
- 扶養控除 (三人の場合) 八、〇〇〇円が九、〇〇〇円となる

税率——と全般的に幾分下げられました

市土番(賦課員長) 本業につきましても協賛会なる合同委員会におき、審議
しました。今、助役、課長からの説明で了承されたことと
思ふが、条例を改訂するのと減収となるので、やむを得ない
ものとして、本委員会は原案を可とめることにしました

市九番 この改訂はつては他の町村も同じ方法をとつていますか

税務課長 郡内の全町村とも同じ率——(一、二ヶ村十六のところがあつた)です
では議決もするつもりであります

議長 本業に御異議はありませんか

満場 異議なし

議長 御異議がないものとみなし、議案(大十号)は原案通り決定いたし
ます

議長 議案(大十号)を上提いたします

東京都西多摩郡福生町役場

議案(大十号) 昭和三十年度福生町歳入支出追加更正予算

町長 本予算案はつては説明申し上げます

歳入の部 一、款 町税における土百十萬九百九十四円を追加いたしました
この内容は

町民税 二四六、〇〇〇円

固定資産税 二、〇六、七二〇円

自轉車荷重税 二〇〇、〇〇〇円

たばこ消費税 一、二一四、四一〇円

電気ガス税 一、三六〇、三六四円

旧法の税収 六三、五〇〇円

となつており、ましてつづれも自然増収を見込まずました。が、年
度末までの確保するにとつて見込みます

また、款 国庫支出金における土百四十萬四千六百円を追加いたしました